

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第40号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

(瀬戸市議会委員会条例の一部改正)

第1条 瀬戸市議会委員会条例(昭和41年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)
第2条 <省略>	第2条 <省略>
2から4まで <省略>	2から4まで <省略>
5 市民生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。	5 市民生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。
<u>(1) 市長直轄組織防災課の所管に関する事項</u>	(1) <省略>
(2) <省略>	(2) <省略>
(3) <省略>	
6 <省略>	6 <省略>

第2条 瀬戸市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)

<p>第2条 <省略></p> <p>2 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務生活委員会 <u>8人</u></p> <p>(2) 厚生文教委員会 <u>9人</u></p> <p>(3) 都市活力委員会 <u>9人</u></p> <p>3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長直轄組織防災課の所管に関する事項</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <u>市民生活部の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>消防本部の所管に属する事項</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <省略></p> <p>(9) <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>4 <省略></p> <p>5 <省略></p>	<p>第2条 <省略></p> <p>2 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 <u>6人</u></p> <p>(2) 厚生文教委員会 <u>7人</u></p> <p>(3) <u>市民生活委員会</u> <u>6人</u></p> <p>(4) 都市活力委員会 <u>7人</u></p> <p>3 総務委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>4 <省略></p> <p>5 <u>市民生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市長直轄組織防災課の所管に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市民生活部の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>消防本部の所管に属する事項</u></p> <p>6 <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同日以後に選任される常任委員会の名称、常任委員の定数及び常任委員会の所管事項について適用する。